|  |
| --- |
| ４００９．船卸許可申請 |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＤＮＣ | 船卸許可申請 |

１．業務概要

リスク分析結果の事前通知として「ＳＰＤ」の旨が通知されたＢ／Ｌに対し、船卸許可の申請を行う。

本業務では一定の処理単位に処理を分割し、内部処理を行う。内部処理では、船卸許可申請の登録を行う。

２．入力者

船会社、船舶代理店

３．制限事項

１業務で入力可能なＢ／Ｌは最大１００件とする。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②入力者が船会社の場合は、入力された船会社コードに対する利用者であること。

③入力者が船舶代理店の場合は、入力された船卸港において本船利用船会社との受委託関係がシステムに登録されていること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）内部処理の場合

（Ａ）出港前報告情報ＤＢチェック

申請対象のＢ／Ｌについて「出港前報告（ＡＭＲ）」業務または「出港前報告訂正（ＣＭＲ）」業務（以下、「ＡＭＲ業務等」という。）が行われている場合は、以下のチェックを行う。

①入力された船舶コード、航海番号、船会社コード及び船卸港コードが登録されていること。

②「出港日時登録（ＡＴＤ）」業務により出港日時が登録されていること。

③「出港前報告事前通知（ＣＤＮ０１）」業務により「ＳＰＤ」が登録されていること。

④本業務により船卸許可申請がされていないこと。

（Ｂ）貨物情報ＤＢチェック

申請対象のＢ／ＬについてＡＭＲ業務等が行われていない場合は、以下のチェックを行う。

①申請対象のＢ／Ｌが貨物情報ＤＢに登録されていること。

②入力された船舶コード、船会社コード及び船卸港コードが登録されていること。

③「出港前報告Ｂ／Ｌ関連付け（ＢＬＬ）」業務により変更後Ｂ／Ｌである旨が登録されていること。

④ＣＤＮ０１業務により「ＳＰＤ」が登録されていること。

⑤本業務により船卸許可申請がされていないこと。

５．処理内容

（１）ＤＮＣ業務の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）申請先官署決定処理

入力された船卸港を管轄する税関官署を申請先官署とする。

（Ｃ）船卸許可申請番号払出し処理

船卸許可申請番号をシステムで払い出す。

（Ｄ）船卸許可申請ＤＢ処理

システムで払い出した船卸許可申請番号及び入力情報を登録する。

（Ｅ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

（Ｆ）内部処理起動処理

一定の処理単位に処理を分割し、内部処理を行う。

（Ｇ）注意喚起メッセージ出力処理

内部処理を実施している旨を注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。

（２）内部処理の場合

（Ａ）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、エラー通知情報出力処理を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（Ｂ）出港前報告情報ＤＢ処理

申請対象のＢ／Ｌに対してＡＭＲ業務等が行われている場合は、船卸許可申請情報を登録する。

（Ｃ）貨物情報ＤＢ処理

申請対象のＢ／Ｌに対して「ＳＰＤ」の旨が登録されている場合は、船卸許可申請情報を登録する。

（Ｄ）船卸許可申請ＤＢ処理

船卸許可申請されたＢ／Ｌを登録する。

（Ｅ）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

（１）ＤＮＣ業務の場合

| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| --- | --- | --- |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |

（２）内部処理の場合

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| エラー通知情報（船卸許可申請） | なし | 入力者 |
| 船卸許可申請控情報 | なし | 入力者 |
| ＤＮＣ業務により通知先が登録されている場合 | 登録されている通知先 |
| なし | 税関 |
| 出港前報告情報 |  | 税関 |

７．特記事項

（１）申請内容の訂正について

本業務で申請した内容を訂正することはできない。訂正が必要な場合は、税関により以下のいずれかの登録がされた後に、本業務を再度実施する。

①「船卸許可申請審査終了（ＣＤＥ０１）」業務による要再申請

②船卸許可申請撤回

（２）要再申請について

税関の審査の結果、船卸許可申請の申請内容に不備がある場合は、要再申請の旨が登録される。要再申請となった場合は、Ｂ／Ｌ及び申請内容を確認し、不備を解消した上で、本業務を再度実施する。